

公 告

次のとおり事後審査方式一般競争入札（電子入札、特別簡易型総合評価落札方式）に付します。

本入札の総合評価落札方式は価格据置型です。

なお、入札等については、関係法令に定めるもののほか、本公告によるものとします。

令和8年10月2日

愛知県海部建設事務所長

1 対象工事

(1) 工事名

地盤沈下対策河川緊急整備工事の内日光川排水機場等操作設備更新工事（余裕期間・週休2日・遠隔臨場）

(2) 路線等の名称

二級河川日光川水系日光川始め

(3) 工事場所

海部郡飛島村大字梅之郷地先始め

(4) 工期

全体工期 契約締結日の翌日から令和10年2月29日まで

本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、受注者が全体工期内で工事の始期及び終期を任意に設定することができる余裕期間制度（フレックス方式）の試行対象工事です。

試行対象の工事の実施にあたっては、愛知県建設局及び都市・交通局所管建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領及び特記仕様書によるものとします。

なお、落札候補者は、事後審査に係る書類の提出期限までに、「工事の始終期通知書」により、工事の始期及び終期を通知すること。

(5) 工事の概要

機側操作盤更新工 13面

中央監視装置更新工 1式

(6) 予定価格等

ア 予定価格 金135,139,400円（うち消費税及び地方消費税の額 金12,285,400円）

イ 調査基準価格 有

失格判断基準 有

(7) 入札方法等

ア 本入札は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち電子入札コアシステムに対応しているカードにより、利用者登録を行わなければなりません。

イ 詳細な入札方法等は愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事等電子入札実施要領によるものとします。
(<https://www.pref.aichi.jp/>「分類からさがす」－「しごと・産業」－「入札・契約・公売情報」－「入札契約関連情報」－「建設局・都市・交通局・建築局入札契約関連情報」参照)

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額

の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、契約希望金額を見積もる際は、別冊の設計書のうち内訳表及び単価表に明示された条件及び数量を優先してください。

エ 入札の回数は1回とし、入札書に併せて必ず工事費内訳書を送信してください。

オ 本入札は、設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）の閲覧を電子で行う入札です。

- (8) 本工事は、総合評価技術資料（以下「技術資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価（特別簡易型）落札方式の工事です。

2 競争参加資格

本工事の入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者としてします。

- (1) 電気通信工事業について、愛知県建設局、都市・交通局又は建築局が発注する建設工事の競争入札に参加する資格を有する者であること。
- (2) 令和8年度及び令和9年度の愛知県建設局、都市・交通局及び建築局の入札参加資格者名簿に登載されている営業所（主たる営業所を含む）の所在地が愛知県内にあり、当該営業所で電気通信工事業を営んでいること。

なお、「営業所」とは、建設業法第3条に規定する営業所をいいます。（以下同じ。）

また、「主たる営業所」とは、建設業法に基づく建設業の許可申請時（変更申請含む）に届け出た、主たる営業所をいいます。（以下同じ。）

- (3) 令和8年度及び令和9年度の愛知県建設局、都市・交通局及び建築局における入札参加資格の認定において、認定された電気通信工事業の総合点数が940点以上であること。
- (4) 元請として、過去15年間（平成23年4月1日から入札参加申込書（以下「参加申込書」という。）を提出する前日まで）に次に掲げる工事を完了した実績（以下「参加資格施工実績」という。）があること。

河川工事、下水道工事又は農業農村整備工事のいずれかの内、排水機場、ポンプ場における監視操作制御設備の設置を含む工事。ただし、監視操作制御設備とは、次に掲げる(a)(b)(c)(d)のいずれかを含むものとする。なお、定期点検又はその結果に基づき適宜実施する清掃、調整、修理のみの工事を除く。

(a) 遠隔監視操作制御設備 (b) 機場集中監視操作盤 (c) 運転支援装置 (d) 機側操作盤

なお、共同企業体の構成員としての参加資格施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限るものとします。

また、経常建設共同企業体として参加申込みをする場合で、当該共同企業体としての参加資格施工実績が無い場合は、構成員の1者が元請としての施工実績を有していること。

- (5) 現場作業期間において配置予定の主任（監理）技術者は、参加申込書を提出する前日までに元請として完了した(4)に掲げる工事に監理技術者、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。）、主任技術者又は現場代理人（愛知県発注工事において、「現場代理人及び主任技術者に関する特約条項」で定められた「現場責任者」を含む。以下同じ。）として従事した経験を有する者であること。なお、監理技術者補佐として従事した経験については、専任で従事した経験に限ります。また、工事の途中で監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の交代があった場合は、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）の工事実績情報サービス（以下「コリンズ」という。）の変更届及び実施工程表等により従事した経験が確認できる場合に限って認めます。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 参加申込書の提出日から当該工事の落札決定までの間、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 参加申込書の提出日から当該工事の落札決定までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民

事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。

(10) 入札参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、愛知県建設工事関係入札者心得書第9条の2第2項の規定に抵触するものではありません。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）

と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

①会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

②会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

③会社法第2条第15号に規定する社外取締役

④会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(11) 経常建設共同企業体として参加申込書を提出した場合、その構成員は、単体として参加申込書を提出することはできません。

(12) 愛知県建設局、都市・交通局及び建築局が発注した電気通信工事業に係る工事（令和3年4月1日の組織再編における従前の組織の発注工事を含むものとします。ただし、建設局、都市・交通局及び建築局の従前の組織には平成31年3月31日以前の旧振興部は含みません。）のうち、過去2か年度（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）に完了した工事の実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均点が60点以上であること。

3 入札関係図書の配布等

(1) 設計図書について

設計図書の閲覧及び配布の電子化を実施しておりますので、設計図書をあいち電子調達共同システム（CALS／EC）の入札情報サービスの入札公告からダウンロードしてください。

アドレス：<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

なお、設計図書がダウンロードできない場合などは、次の場所へ問い合わせてください。

ア お問い合わせ場所

愛知県海部建設事務所総務課経理グループ

津島市西柳原町1-14（郵便番号 496-8533）

電話（0567）24-2142

電子メール ama-kensetsu-keiri@pref.aichi.lg.jp

イ ダウンロードできる期間

令和8年10月2日（金）午前9時から令和8年10月28日（水）午前9時まで

(2) 本公告及び入札関係図書に対する質問及び回答

ア 本公告及び入札関係図書に対する質問（技術資料を作成するために必要な質問を含む。）は、次のとおり文書（様式自由。）を郵送（書留郵便に限る。）、電子メール又は持参することにより受付期間内必着で提出してください。なお、電子メールにより提出する場合の留意事項は、15(10)のとおりです。（以下同じ。）

(ア) 受付場所

(1) アに同じ。

(イ) 受付期間

令和8年10月5日（月）午前9時から令和8年10月16日（金）午後5時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

なお、持参する場合は、上記期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

イ 上記の質問に関する回答は、質問書受領後すみやかに行います。

なお、その回答書は、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）の入札情報サービスにおいて、本件入札公告を掲示しているダウンロードページに、添付資料として掲載します。

掲載期間

令和8年10月21日（水）午前9時から令和8年10月28日（水）午前9時まで

4 参加申込書及び技術資料の提出期間等

(1) 入札に参加を希望する者は、参加申込書及び技術資料（加算点申告表及び加算点算出チェックリストを含む。）を電子入札システムにより提出しなければなりません。また、技術資料については、1つの添付ファイルとして送信してください。このとき、添付ファイルの大きさは1MB以下でなければ受け付けることができませんので注意してください。（参加申込書は、電子入札システム上で参加申込を行うことにより送信されます。「参加申込書」という様式を添付ファイルとして提出する必要はありません。）

なお、提出期限後の技術資料の修正、再提出等は認められません。

(2) 期限までに参加申込書及び技術資料を提出していない者は入札に参加することができません。

参加申込書及び技術資料の提出期間

令和8年10月5日（月）午前9時から

令和8年10月22日（木）午後5時まで

（電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び休日を除いた日の午前8時から午後8時まで）

5 入札書及び工事費内訳書の提出期間

令和8年10月26日（月）午前9時から

令和8年10月27日（火）午後5時まで（入札書受付締切予定日時）

（電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び休日を除いた日の午前8時から午後8時まで）

6 開札予定日時及び開札場所

令和8年10月28日（水）午前9時

愛知県海部建設事務所

7 入札保証金

入札保証金の納付については、免除します。

8 入札の無効

（1）愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条（入札の無効）及び愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事等電子入札実施要領第15条（電子入札の無効）に該当する入札は、無効とします。

（2）本公告に示す入札参加資格のない者が行った入札、事後審査に必要な書類等に虚偽の記載をした者が行った入札及び愛知県建設工事関係入札者心得書において示す条件等の入札に関する条件に違反した入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

なお、落札決定時において2に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当します。

また、入札書受付締切予定日時までに送信のない入札、必要な提出書類のない入札、電子署名及び電子証明書のない入札も無効とします。

（3）工事費内訳書の内容に不備（入札書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）がある場合には、無効とします。

9 落札者の決定方法

（1）1（6）アの予定価格の範囲内で入札をした者のうち、別記「総合評価落札方式に関する事項」で算定された評価値が最大の者を落札候補者として事後審査を行い、入札参加資格を有すること及び技術資料の内容を確認した上で落札者とし、全ての入札参加者に対し落札者決定通知書を送信するものとします。なお、評価値最大の者が複数いた場合は、電子くじにより落札候補順位を決定します。

（2）落札候補者は、開札日から起算して2日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に、事後審査に必要な書類を、郵送（書留郵便に限る。）、電子メール又は持参により、提出期間内必着で提出しなければなりません。ただし、評価値が最大の者でない場合でも、事後審査に必要な書類を求めることがあります。

ア 事後審査に必要な書類の配布及び提出場所

3（1）アに同じ。

イ 提出部数

1部

ウ その他

（ア）提出書類に係る費用は、提出者の負担とします。

（イ）提出された書類は申請者に返却しません。また、原則として公表せず、無断で使用することはしないものとします。

エ 落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで、次順位の評価値の者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとします。この場合は（2）中「開札日」とあるのは、「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替えるものとします。また、技術資料を審査した結果、

評価値が次順位の評価値を下回った場合も同様の扱いとします。

- オ 技術資料及び事後審査に係る書類の審査にあたり、入札参加者の申告した加算点が審査した加算点※より過大となる評価項目がある場合は、ペナルティーとしてその評価項目について審査した加算点から減点を行います。減点（減じる点数）は下記の計算式のとおりです。ただし、入札参加者の申告した加算点が審査した加算点より過小となる評価項目がある場合は、その評価項目の加算点の見直しは行いません。

減点＝入札参加者が申告した加算点－審査した加算点

※審査した加算点とは、発注者が審査書類を確認した結果の加算点です。

- カ 落札候補者の入札価格が愛知県建設局・都市・交通局・建築局低入札価格調査等実施要領第3条の基準価格を下回った場合において、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、次順位の評価値をもって入札した者を新たな落札候補者とします。

キ 失格判断基準

入札価格が基準価格を下回った者で、かつ、入札価格の積算内訳の費目別金額が愛知県建設局・都市・交通局・建築局低入札価格調査等実施要領第4条の失格判断基準のいずれかに該当した場合は、その者の入札は失格となります。

- (3) 事後審査において入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求められます。説明を求めるときは、入札参加資格不適格通知書の通知日の翌日から起算して5日（日曜日、土曜日及び休日は含まない。）以内にその旨を記した書面を郵送、電子メール又は持参により提出しなければなりません。

理由は、説明を求められた日の翌日から起算して5日以内（日曜日、土曜日及び休日は含まない。）に書面で回答します。

10 契約書の作成の要否

要（愛知県公共工事請負契約約款のとおり）

11 契約の保証

- (1) 落札者は、財務規則第129条の2（流域下水道事業にあっては愛知県流域下水道事業財務規則（平成31年3月29日愛知県規則第42号）第66条）の規定に基づく契約保証金を納めなければなりません。
- (2) 落札者が、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全額又は一部の納付を免除するものとします。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- イ 県を債権者とする公共工事履行保証証券による保証を付したとき。
- (3) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
- ア 有価証券（利付き国債又は愛知県公債）の提供
- イ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社）の保証
- (4) (1) から (3) に掲げる契約の保証は契約の締結時までには付さなければならない。

12 支払条件

愛知県公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）の規定に基づき前金払及び部分払を行います。その条件については、次のとおりとします。

- (1) 支払限度額及び出来高予定額

ア 令和8年度の支払限度額は、55,000,000円とし、残額の支払いは令和9年度とする。

イ 令和8年度末までにあげる出来高予定額は、61,120,000円とする。

(2) 前金払

ア 約款第36条第1項の前金払の率は、10分の4とする。

イ 令和8年度の前金払の支払限度額は、(1)イに定める出来高予定額に、アに定める率を乗じて得た額とする。

ウ 令和9年度の前金払の支払限度額は、請負代金額にアに定める率を乗じて得た額から、イに定める支払限度額を控除した額とする。

エ 令和8年度末における出来高が(1)イに定める出来高予定額に達していないときは、当該出来高予定額に達するまで令和9年度の前金払を請求することはできない。

(3) 中間前金払

ア 中間前金払の支払請求は、約款第36条第4項の規定にかかわらず、次に定める額を限度とする。

(ア) 令和8年度の中間前金払の支払限度額は、(1)イに定める出来高予定額に、10分の2の割合を乗じて得た額とする。また、中間前金払を行う前に出来高予定額が減額となった場合は、前金払及び中間前金払の合計額が、出来高予定額に10分の6の割合を乗じて得た額を超えてはならない。

(イ) 令和9年度の中間前金払の支払限度額は、請負代金額に10分の2の割合を乗じて得た額から、(ア)に定める支払限度額を控除した額とする。ただし、中間前金払を行う前に請負代金額が減額となった場合は、前金払及び中間前金払の合計額が、請負代金額に10分の6の割合を乗じて得た額を超えてはならない。

イ 各年度の中間前金払の支払請求は、各年度の工事実施期間（令和8年度は着手日から令和9年3月31日まで、令和9年度は令和9年4月1日から完了日まで）の2分の1を経過し、かつ、工程表により、その時期までに実施すべき作業が行われ、各会計年度の進捗において要した経費が各会計年度末の出来高予定額（令和8年度は(1)イに定める額、令和9年度は請負代金額から(1)イに定める額を控除した額）の2分の1以上に相当するものでなければすることができない。

ウ 各会計年度において中間前金払を行う前に部分払を請求した場合は、当該会計年度において中間前金払を請求することはできない。

(4) 部分払

ア 各会計年度において中間前金払を請求した場合は、当該会計年度において部分払を請求することはできない。ただし、各会計年度末は、次の額の範囲内で部分払の請求をすることができる。

(ア) 令和8年度末における出来高が、(1)イに定める出来高予定額に達している場合は、(1)アに定める支払限度額から支払済の前金払及び中間前金払を控除した額。

(イ) 令和8年度末における出来高が(1)イに定める出来高予定額に達していない場合及び令和9年度末において工事を完成させることができなかった場合においては、イに定める式により算定した額。

イ 部分払金の額は、約款第38条第6項の規定にかかわらず次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 請負代金額×出来形割合×9/10 - 当該部分払を請求する前年度までの支払済前金、中間前金及び部分払金の額 -

$$\frac{\text{当該部分払を請求する年度の前払金額及び中間前払金の額}}{\text{当該部分払を請求する年度末までの出来高予定額}-\text{当該部分払を請求する前年度末までの出来高予定額}} \times (\text{請負代金額} \times \text{出来形割合} -$$

当該部分払を請求する前年度末までの出来高予定額) - 当該部分払を請求する年度の支払済部分払金の額

(5) 支払限度額及び出来高予定額は、入札後に変更することがあります。

13 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)アに同じ。

14 特定の不正行為に対する措置

(1) 本件契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、損害賠償を請求します。また、損害賠償の

請求にあわせて本件契約を解除することがあります。

- (2) 本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがあります。
- (3) 契約を締結するまでの間に、落札者が愛知県建設工事等指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置（以下「排除措置」という。）の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負いません。
- (4) 本件契約の締結後、請負者が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合には、本件契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。
- (5) 本件契約の履行にあたって、請負者が工事の下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）を締結した場合において、下請契約等の相手方が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、発注者は、下請契約等の解除を求めることがあります。このとき、請負者が下請契約等の解除に応じなかった場合は、請負者との契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負いません。

15 その他

- (1) 入札参加者は、本公告を熟読し、公正かつ適正に入札すること。
また、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）の入札情報サービスの入札公告に掲載している「入札及び契約に関する留意事項」を熟読すること。
- (2) 事後審査に必要な書類等に虚偽の記載をした場合においては、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。
- (3) 現場説明会は実施しません。
- (4) 事後審査に必要な書類等の記載内容が不明確で本工事の入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがあります。
- (5) 1（4）に記載した工期は、事情により変更することがあります。
- (6) 契約締結後の技術提案
 - ア 工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案（以下「VE提案」という。）することができます。提案を採用する場合には、変更契約を行います。詳細は設計図書によります。
 - イ VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとします。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではありません。
 - ウ 本工事のVE提案を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った建設業者の責任が否定されるものではありません。
- (7) 配置予定の主任（監理）技術者等について
 - ア 落札者は、事後審査に必要な書類等に記載した配置予定の主任（監理）技術者を当該工事の現場に配置すること。
 - イ 工事工期が重複する複数の工事（他の機関の発注も含む。）に同一の主任（監理）技術者を配置予定の技術者とした入札に参加している場合は、それらの工事の入札のうち一つの入札の落札者又は落札候補者と決定された時点で、それ以降に行われるその他の入札は辞退しなければなりません（専任が求められない場合を除く。）。この場合は入札書の提出期間内に、入札辞退届を送信してください。
なお、入札書を送信した後に辞退する事由が生じた場合は、3（1）アと同じ場所に辞退する旨を連絡し、速やかに辞退届を書面で提出してください。

ウ 実際の工事に当たって、事後審査に必要な書類に記載した配置予定の主任（監理）技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合に限りです。

- (8) 工事施工中又は施工後に、施工体制等について点検・調査を行うことがあります。点検・調査の対象となった場合、当該点検・調査に協力しなければなりません。点検・調査に協力しなかった場合、又は点検・調査に虚偽の申告をした場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。
- (9) 別記「総合評価落札方式に関する事項」(2) 評価項目と評価基準及び事後審査資料別紙2に記載する愛知県の各組織については、令和3年4月1日の組織再編における従前の組織を含むものとします。ただし、建設局、都市・交通局及び建築局の従前の組織には平成31年3月31日以前の旧振興部は含みません。
- (10) 電子メールについて

電子メールを利用して書類を提出する場合、添付ファイルの大きさは15MB以下でなければ受け付けることができませんので注意してください。なお、電子メールにより書類を提出する場合は、受信確認を行うため、送信後に提出した旨を電話連絡してください。県において電子メールの受信が確認できない場合には、当該書類は期限内に県に提出されなかったものとみなします。

- (11) 電子契約について

本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できます。電子契約の詳細については、「建設工事等における電子契約について」を参照してください。

- (12) 問い合わせ先

3 (1) アに同じ。

別記「総合評価落札方式に関する事項」

本工事における総合評価落札方式の評価方法については、次のとおりです。

(1) 評価値の算出方法

入札参加者の技術資料により、(2)の項目を評価して加算点を計算します。

評価値は次の①式で計算します。

$$\text{評価値} = \{(\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{標準点}\} \div (\text{入札価格} \div \text{予定価格}) \quad \cdots \cdots \text{①}$$

ただし、入札価格が、愛知県建設局・都市・交通局・建築局低入札価格調査等実施要領第3条により定められた基準価格（以下「基準価格」という。）を下回る場合は、①式を適用せず、入札価格にかえて据置価格を代入した次の②式で計算します。

$$\text{評価値} = \{(\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{標準点}\} \div (\text{据置価格} \div \text{予定価格}) \quad \cdots \cdots \text{②}$$

②式における据置価格は、基準価格と同じです。

①式、②式ともに、標準点は100点であり、加算点合計は最大27.5点です。

(2) 評価項目と評価基準

各評価項目について下記の評価基準に基づき加点します。

過去の実績や今回の入札参加者がJVの場合は、末尾に掲げる表のとおり扱います。

ア 企業の技術力に関する事項（配点10点）

評価項目	評価基準	加算点
①企業評価対象工事の施工実績（過去10年間：平成28年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了）※1※2※3	3件以上	3点
	2件	2点
	1件	1点
	該当なし	0点
②過去3年間（令和5年4月1日から技術資料を提出する前日まで）に完了した愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は中部地方整備局発注工事の中から、いずれか1件の工事成績評定点※4※5 （中部地方整備局の工事成績評定点の評価基準は（ ）書きの点とする。）	85（83）点以上	5点
	84（82）点以上85（83）点未満	4点
	82（81）点以上84（82）点未満	3点
	80（80）点以上82（81）点未満	2点
	77（79）点以上80（80）点未満	1点
	上記に該当しない	0点
③優良工事表彰の有無（過去5年間：令和3年4月1日から技術資料を提出する前日まで）※6※7	2件以上の実績あり	2点
	1件の実績あり	1点
	実績なし	0点

※1企業評価対象工事とは、元請として行った次に掲げる工事です。

河川工事、下水道工事又は農業農村整備工事のいずれかの内、請負代金135百万円以上で、排水機場又はポンプ場における監視操作制御設備の設置を含む工事。ただし、監視操作制御設備とは、次に掲げる(a)(b)(c)(d)のいずれかを含むものとする。なお、定期点検又はその結果に基づき適宜実施する清掃、調整、修理のみの工事を除く。

(a)遠隔監視操作制御設備 (b)機場集中監視操作盤 (c)運転支援装置 (d)機側操作盤

※2本件入札に参加する営業所（「営業所」には主たる営業所を含む。以下同じ。）の施工実績は、県外で行ったものも含めます。また、愛知県内にある他の営業所の施工実績も対象とします。

※3国・地方公共団体又は特殊法人等が発注した工事の実績を求めます。

なお、「地方公共団体」の取り扱い及び「特殊法人等」に該当する機関については、別紙を参照してください。（以下同じ。）

※4過去の元請としての愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は中部地方整備局発注工事のうち、電

気通信工事業に関する工事成績評定点を対象とします。ただし、愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事における草刈り工事及び指示票工事と中部地方整備局発注工事における草刈り工事、路面清掃、除雪・雪氷作業及び単価契約工事の工事成績評定点は実績として認めません。

※⁵今年度に完了した工事については、工事成績評定結果の通知書が届いたものに限りします。

※⁶愛知県建設局、都市・交通局又は建築局が発注した工事での実績を認めます。なお、同業種に限定するものではありません。

※⁷愛知県知事からの感謝状において、優良工事として選定された工事を対象とし、感謝状の日付が該当期間内のものを実績として認めます。

イ 配置予定の主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）の能力に関する事項（配点9点）

評価項目	評価基準	加算点
①技術者評価対象工事の施工実績（過去10年間：平成28年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了）※ ¹ ※ ² ※ ³ ※ ⁴ －※ ⁷	2件以上	2点
	1件	1点
	実績なし	0点
②過去5年間（令和3年4月1日から技術資料を提出する前日まで）に完了した愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は中部地方整備局発注工事の中から、いずれか1件の工事成績評定点※ ³ ※ ⁴ －2※ ⁵ ※ ⁶ ※ ⁷ （中部地方整備局の工事成績評定点の評価基準は（ ）書きの点とする。）	85（83）点以上	5点
	84（82）点以上85（83）点未満	4点
	82（81）点以上84（82）点未満	3点
	80（80）点以上82（81）点未満	2点
	77（79）点以上80（80）点未満	1点
	上記に該当しない	0点
③CPD（継続教育）実績※ ³ ※ ⁷ ※ ⁸ ※ ⁹ ※ ¹⁰ （令和6年4月1日から技術資料を提出する前日まで）	1年間の推奨単位を1年（12ヶ月）以内に取得	2点
	1年間の推奨単位を2年（24ヶ月）以内に取得	1点
	該当なし	0点

※¹技術者評価対象工事とは、元請として行った次に掲げる工事です。

河川工事、下水道工事又は農業農村整備工事のいずれかの内、請負代金900万円以上で、排水機場又はポンプ場における監視操作制御設備の設置を含む工事。ただし、監視操作制御設備とは、次に掲げる(a)(b)(c)(d)のいずれかを含むものとする。なお、定期点検又はその結果に基づき適宜実施する清掃、調整、修理のみの工事を除く。

(a)遠隔監視操作制御設備 (b)機場集中監視操作盤 (c)運転支援装置 (d)機側操作盤

※²国・地方公共団体又は特殊法人等が発注した工事の実績を求めます。

※³工場製作期間と現場作業期間で配置予定技術者が異なる場合には、現場作業期間における配置予定技術者に係る実績を求めます。

※⁴⁻¹監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を求めます。なお、工事の途中で監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の交代があった場合は、コリンズの変更届及び実施工程表等により従事した経験（評価対象工事に係る一連の工程に従事）が確認できる場合に限り認めます。また、監理技術者補佐として従事した実績については、専任で従事した実績に限りします。

※⁴⁻²監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を求めます。なお、工事の途中で監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の交代があった場合は、現場作業期間の半分以上かつ完了時まで従事した実績を認めます。また、監理技術者補佐として従事した実績については、専任で従事した実績に限りします。

※⁵過去の元請としての愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は中部地方整備局発注工事のうち、電気通信工事業に関する工事成績評定点を対象とします。ただし、愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工

事における草刈り工事及び指示票工事と中部地方整備局発注工事における草刈り工事、路面清掃、除雪・雪氷作業及び単価契約工事の工事成績評定点は実績として認めません。

※⁶今年度に完了した工事については、工事成績評定結果の通知書が届いたものに限りします。

※⁷①、②、③の実績は同一人のものであること。なお、入札参加申し込みの時点で配置予定技術者を特定することができない場合は、候補とする配置予定技術者のうち、加算点の合計が最も低い技術者の点数を使用します。また、ペナルティーについては、①から③の加算点の合計に対して適用します。

※⁸建設系CPD協議会加盟団体が発行する証明書で確認します。

※⁹証明書のCPD単位取得期間は1又は2年間とし、かつ令和6年4月1日から技術資料を提出する前日までの範囲内のものとします。

※¹⁰証明書は建設系CPD協議会加盟団体のうちから1団体のみ認めます。証明書発行団体以外の団体の取得単位はCPD単位の相互承認を受け、証明書発行団体の証明に含めてください。

ウ 地域精通度・地域貢献度に関する事項（配点8.5点）

評価項目	評価基準	加算点
①主たる営業所の所在地	愛知県内にあり	1点
	上記に該当しない	0点
②県内での公共工事施工実績（過去10年間：平成28年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了）※ ¹ ※ ² ※ ³	飛島村内で実績あり	3点
	海部建設事務所管内（飛島村内を除く。）で実績あり	2点
	愛知県内（海部建設事務所管内を除く。）で実績あり	1点
	該当なし	0点
③の1 過去5年間（令和3年4月1日から技術資料を提出する前日まで）における愛知県との包括協定に基づく防災活動実績の有無※ ⁴⁻¹	実績あり	0.5点
	実績なし	0点
③の2 前年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）における愛知県との包括協定に基づく防災訓練の有無※ ⁴⁻²	実績あり	0.5点
	実績なし	0点
④あいち女性輝きカンパニー認証又は女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）の有無※ ⁵ ※ ⁶	認証あり又は認定あり	0.5点
	認証なし又は認定なし	0点
⑤休み方改革への取組実績※ ⁷⁻¹ ※ ⁷⁻²	完全週休2日工事の取組証あり	2点
	月単位の週休2日工事の取組証あり	1点
	愛知県休み方改革マイスター企業認定の認定証あり	0.5点
	該当なし	0点
⑥ISO14001認証取得の有無※ ⁸	認証あり	1点
	認証なし	0点

※¹建設事務所管内の区域については、別紙「各建設事務所の管内一覧」により確認してください。

※²元請として行った、建設業法上の分類による電気通信工事業の工事を実績として認めます。

※³国・地方公共団体又は特殊法人等が発注した工事の実績を求めます。

※⁴⁻¹平成25年3月21日に以下の団体と締結した「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定（以下、「包括協定」という）」に基づく防災活動実績（現場における実活動）について認めます。

- ・（一社）愛知県建設業協会
- ・（一社）愛知県土木研究会
- ・（一社）日本建設業連合会中部支部

※⁴⁻² 包括協定に基づき愛知県建設局が主催する防災訓練について実績と認めます。

ただし、包括協定に基づく防災訓練は、出動要請を受け、単体企業として出動応諾した場合に限りです。

※⁵ あいち女性輝きカンパニーについては、愛知県県民文化局男女共同参画推進課が発行する「認証書」に記載の認証年月日が技術資料を提出する前日までのものを認めます。

※⁶ 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）については、都道府県労働局が発行する「基準適合一般事業主認定通知書」又は「基準適合認定一般事業主認定通知書」に記載の通知年月日が技術資料を提出する前日までのものを認めます。

※⁷⁻¹ 完全週休2日工事及び月単位の週休2日工事について、愛知県建設局又は都市・交通局発注工事における電気通信工事業に係る取組実績を対象とし、取組証に記載の引渡し年月日が該当期間内（令和7年4月1日から技術資料を提出する前日まで）のものを認めます。なお、取組証に引渡し年月日の記載がない場合、別途引渡し年月日が確認できる資料を求めます。

※⁷⁻² 愛知県休み方改革マイスター企業認定について、技術資料を提出する前日及び落札者決定時点において、愛知県労働局が発行する「愛知県休み方改革マイスター企業認定証」に記載の有効期間内であるものを認めます。なお、認定区分は問いません。

※⁸ 本件入札に参加する営業所が認証されていることとします。

（3）ヒアリングについて

提出された技術資料又は配置予定技術者に対するヒアリングを行うことがあります。ヒアリングを行う場合、その日時・場所等については別途通知します。

（4）評価項目の審査

加算点は、技術資料及び事後審査に係る書類に基づき、（2）の評価基準で審査して算出します。提出した書類の記載内容が事実と違っていた場合や記載漏れでも書類の再提出は認められませんが、コピーミス等による場合や、県のデータとの不整合が認められた場合には、追加で確認資料の提出を求めることがあります。

（5）技術評価点の値に疑問のある者は、その理由の説明を求められます。説明を求めるときは、落札者決定通知を受信した日の翌日から起算して5日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内にその旨を記した書面を郵送、電子メール又は持参により提出してください。

理由は、説明を求められた日の翌日から起算して5日以内（日曜日、土曜日及び休日を除く。）に書面で回答します。

提出先

愛知県海部建設事務所総務課経理グループ
津島市西柳原町1-14（郵便番号 496-8533）
電話（0567）24-2142
電子メール ama-kensetsu-keiri@pref.aichi.lg.jp

日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

（6）その他

別記「総合評価落札方式に関する事項」（2）評価項目と評価基準及び事後審査資料別紙2に記載する愛知県の各組織については、令和3年4月1日の組織再編における従前の組織を含むものとします。ただし、建設局、都市・交通局及び建築局の従前の組織には平成31年3月31日以前の旧振興部は含みません。

[別紙]

1 「地方公共団体」の取り扱い

本公告における「地方公共団体」には、普通地方公共団体のほか、特別地方公共団体(一部事務組合等)も含まれます。

- (例)・名古屋港管理組合(愛知県、名古屋市)
 ・愛知県競馬組合(愛知県、名古屋市、豊明市)

2 「特殊法人等」に該当する公共工事発注機関

本公告における「特殊法人等」とは、下記に掲げるものに限ります。

(1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条に規定されている「特殊法人等」

＊注意事項

- ・特殊法人等の改革により、国関連の法人の名称、組織等が変更しているので注意すること。
- ・旅客鉄道株式会社各社は、同法施行令第1条に規定がないため該当しません。

(2) 地方公社

① 地方道路公社法に基づき地方公共団体が設立した「道路公社」

「愛知県道路公社」「愛知道路コンセッション株式会社」との間で建設マネジメント契約を締結したコンストラクションマネージャー(前田建設工業株式会社中部支店)を含む、「名古屋高速道路公社」等

② 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき地方公共団体が設立した「土地開発公社」

③ 地方住宅供給公社法に基づき地方公共団体が設立した「住宅供給公社」

(3) 認可(指定)法人等

公共(益)施設を設置又は整備する機関として個別の法律により国の認可、指定等を受けた愛知県が出資している法人とする。

- (例)・日本下水道事業団(日本下水道事業団法)
 ・中部国際空港株式会社(中部国際空港の設置及び管理に関する法律)

(4) 県と同等の発注機関として認める「特殊法人等」

愛知県が出えんし、愛知県知事が団体の代表となっている法人等のうち愛知県建設局、都市・交通局又は建築局が所管しているもの

(例)・全国都市緑化あいちフェア実行委員会

以下の団体は、愛知県知事が団体の代表となっていないため該当しません。

- ・公益財団法人愛知水と緑の公社
- ・公益財団法人愛知県都市整備協会

＊注意事項

- ・「公共工事」を発注することが認められる法人等に限られます。

共同企業体での入札参加、及び共同企業体で行った過去の実績等に関する取扱い（単体及び経常建設共同企業体での入札）

今回 入札	過去 実績	入札参加資格			総合評価項目										
		企業施工実績	配置予定 技術者 施工経験	2年平均 工事成績	企業施工実績	企業工事成績	優良工事	中長期的な担い 手の確保・国家 資格等の取得 者・建設機械の 保有・ISO9 001	ICT活用工事	配置予定技術者 の施工実績・工 事成績・CP D・資格保有	営業所・災害協 定等・応急修 理・ボランティ ア・応急危険度 判定士・ISO 14001	県内公共工事 実績（土木）	地域内企業 施工実績 （建築）	あいち女性輝き カンパニーの認 証・えるぼし認 定・プラチナえ るぼし認定・女 性の活躍促進宣 言・愛知県休み 方改革マイス ター企業認定	完全週休2日工 事・月単位の週 休2日（制）工事
単 体	単 体	該当工事全部を 認める	該当工事全部を 認める	該当業種工事全 部を対象とする	県内の営業所実 績（県外工事も 該当）を認める	該当業種工事全 部を対象とする	県内の営業所実 績を認める	制限なし	制限なし	元請工事の監理 技術者、監理技 術者補佐、主任 技術者又は現場 代理人としての 実績を認める ただし施工実 績、工事成績、 CPD及び資格 保有は同一人の ものとする	制限なし	該当業種工事全 部を認める	県内の営業所実 績を認める	制限なし	制限なし
	経 常 JV	出資比率20％ 以上のもののみ 単体と同様の扱 いとして対象と する		対象としない	実績として認め ない	対象としない	実績として認め ない	実績として認め ない	実績として認め ない		実績として認め ない	実績として認め ない	実績として認め ない	実績として認め ない	実績として認め ない
	特 定 JV			出資比率20％ 以上のもののみ 単体と同様の扱 いとして対象と する	出資比率20％ 以上のもののみ 単体と同様の扱 いとして認める	出資比率20％ 以上のもののみ 単体と同様の扱 いとして対象と する	出資比率20％ 以上のもののみ 単体と同様の扱 いとして認める	実績として認め ない	出資比率20％以 上のもののみ単 体と同様の扱い として認める		実績として認め ない	出資比率20％ 以上のもののみ 単体と同様の扱 いとして認める	出資比率20％ 以上のもののみ 単体と同様の扱 いとして認める	実績として認め ない	出資比率20％以 上のもののみ単 体と同様の扱い として認める
経 常 JV	単 体	経常JVとしての 実績がなければ、 単体実績を認める	該当工事全部を 認める	対象としない	実績として認め ない	対象としない	実績として認め ない	経常JV構成員 のいずれか1者 が該当すれば認 める	実績として認め ない	元請工事の監理 技術者、監理技 術者補佐、主任 技術者又は現場 代理人としての 実績を認める ただし施工実 績、工事成績、 CPD及び資格 保有は同一人の ものとする	経常JV構成員 のいずれか1者 が該当すれば認 める	実績として認め ない	実績として認め ない	経常JV構成員の いずれか1者が該 当すれば認める	実績として認め ない
	経 常 JV	出資比率20％ 以上のもののみ 単体と同様の扱 いとして対象と する（注2参照）		全構成員が同じ である経常JVで の該当業種工事 全部を対象とす る	経常JVの実績 がある場合、全 構成員が同じで ある経常JVでの 実績を認める	全構成員が同じ である経常JVで の該当業種工事 全部を対象とす る	全構成員が同じ である経常JVで の実績を認める	経常JV構成員 のいずれか1者 が該当すれば認 める	全構成員が同じで ある経常JVでの 実績を認める		経常JV構成員 のいずれか1者 が該当すれば認 める	全構成員が同じ である経常JVで の実績を認める	全構成員が同じ である経常JVで の実績を認める	経常JV構成員の いずれか1者が該 当すれば認める	全構成員が同じで ある経常JVでの 実績を認める
	特 定 JV			対象としない	実績として認め ない	対象としない	実績として認め ない	実績として認め ない	実績として認め ない		実績として認め ない	実績として認め ない	実績として認め ない	実績として認め ない	実績として認め ない

注1）本工事に、単体で入札参加する場合は「今回入札」欄で「単体」の範囲を、経常共同企業体で入札する場合は「経常JV」の範囲を選びます。次に、過去の実績として、例えば、単体での実績であれば「過去実績」の「単体」の行、特定JVでの実績なら「特定JV」の行を選びます。選んだ行と、「入札参加資格」の項目（「企業施工実績」、「2年平均工事成績」等）の列や「総合評価項目」の項目（「企業施工実績」、「建設機械の保有」等）の列がクロスする欄に、実績等の取扱いが記載されています。

注2）経常JVは、全ての構成員が同じもののみ同一の企業体として扱いますので、入札参加資格でも過去の施工実績は同一と見なせる企業体での実績が原則です。ただし、そうした工事実績がない場合には、過去の特定及び経常JVでの実績を単体実績扱いとして入札参加資格を審査します。

[別紙]

各建設事務所の管内一覧

建設事務所名	管 内
尾張建設事務所	名古屋市、瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡及び西春日井郡の区域
一宮建設事務所	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市及び丹羽郡の区域
海部建設事務所	津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域
知多建設事務所	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域
西三河建設事務所	岡崎市、西尾市及び額田郡の区域
知立建設事務所	碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市の区域
豊田加茂建設事務所	豊田市及びみよし市の区域
新城設楽建設事務所	新城市及び北設楽郡の区域
東三河建設事務所	豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の区域